

○国立大学法人筑波技術大学理事選考規程

〔平成17年10月3日〕
規程第38号

国立大学法人筑波技術大学理事選考規程

(趣旨)

第1条 国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則(平成17年規則第1号)

第4条の規定に基づき、理事の選考及び任期については、この規程の定めるところによる。

(選考)

第2条 理事の選考は、学長が行う。

(選考の時期)

第3条 学長は、その職に就任したとき又は理事について次の各号の一に該当する事由が生じたときに、理事の選考を行う。

- (1) 理事の任期が満了したとき。
- (2) 理事が辞任を申し出たとき。
- (3) 理事が欠員となったとき。
- (4) 第7条第1項又は第2項の規定により解任されたとき。

(理事の資格)

第4条 理事は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有し、本学の理念に深い理解を有する者でなければならない。

(任期)

第5条 理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

(理事の欠格事項)

第6条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は理事となることができない。

2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

(解任)

第7条 学長は、理事が次の各号のいずれかに該当するとき、その他理事に適しないと認めるときは、理事を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。

2 学長は、前項に規定するもののほか、職務の執行が適当でないため、本法人の業務の

業績が悪化した場合であって、引き続き理事の職務を行わせることが適当でない認めるときは解任することができる。

(文部科学大臣への届出)

第8条 学長は、理事を任命した場合は、速やかに文部科学大臣に届け出るものとする。

2 学長は、前条第1項及び2項の規定により、理事の職を解任した場合は、速やかに文部科学大臣に解任を届け出るものとする。

(規程の実施及び解釈)

第9条 この規程の解釈について疑義が生じたときは、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。